

「コンプライアンス案件窓口および担当」の設置について

2022年7月1日

特定非営利活動法人

リトルリーグ北関東連盟

理事長 川田 裕夫

特定非営利活動法人リトルリーグ北関東連盟（以下「当連盟」といいます）は、公益財団法人日本リトルリーグ野球協会（以下「日本協会」といいます）が定める「コンプライアンス指針」に従い、「コンプライアンス案件窓口」（以下「連盟窓口」といいます）および「コンプライアンス担当」（以下「連盟担当」といいます）を設置します。

1. 目的

リトルリーグ活動における、体罰・暴力行為およびいじめ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを撲滅するため、連盟窓口と連盟担当を設置し、リトルリーグ関係者および当連盟が主催する大会に参加登録するリーグ（以下「登録リーグ」といいます）の指導者・選手・保護者等からの相談および通報を受け付け、事案を十全に調査します。また、日本協会コンプライアンス委員会（以下「委員会」といいます）からの助言に基づき、事案を適正に処理するとともに、コンプライアンスについての啓発を積極的に行います。

2. 窓口運営

- ① 当連盟・登録リーグで発生した事案の調査・調整・処分は当連盟が行います。
- ② 連盟担当は委員会と情報共有を行います。
- ③ 個人情報の保護は厳密に行います。通報された情報は当連盟で慎重に取り扱い、事案処理後も一定期間保管します。

3. 窓口の規定

- ① 通報・相談は事実関係の明確化をはかるため、原則として、電子メールによるものとします（電子メールを利用できない場合は書面も可）。対面・電話などによる口頭での受け付けは行いません。
- ② 事案は通報・相談者の氏名、連絡先の明示を必須とします。匿名での事案を受け付ける場合もあります。通報・相談者の氏名などは本人の了解なく外部に明らかにしません。また、通報・相談者が不利益を被ることのないよう配慮します。
- ③ 当連盟内の案件はまず当連盟で対応することを原則とします。

4. 相談についてのガイドライン

- ① 窓口で扱う事案は「暴力行為」「いじめ行為」「パワーハラスメント」「セクシャルハラスメント」「組織的または個人的な法令違反行為」などを対象とします。「倫理違反行為」「リトルリーグルール違反行為」などは取り扱いの対象外とします。
- ② 相談者および事案対象者は、日本協会関係者、当連盟関係者、登録リーグ関係者およびその他リトルリーグ関係者とします。
- ③ 処罰には以下のような段階的摘要がなされます。
 - ・戒告（口頭による注意・警告）
 - ・けん責（注意・警告に加え始末書の提出）
 - ・資格停止（一定期間の試合出場資格・リトルリーグ活動資格等の停止）
 - ・降格（役職や職位の解任、引き下げ）
 - ・資格取り消し（試合出場資格・リトルリーグ活動資格の取り消し）

5. 連盟窓口と連盟担当

担当者：特定非営利活動法人リトルリーグ北関東連盟

理事・コンプライアンス担当 野津 精久

連絡先：tsuho-madoguchi@little-kitakanto.org

以上

日本協会コンプライアンス委員会の「コンプライアンス指針」

1. リトルリーグ関係者は、体罰・暴力行為およびいじめ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他組織的または個人的な法令違反行為等の排除に努めるとともに以下のことを認識し、社会の規範を守り社会人として信頼されるよう行動する。
 - ①リトルリーグ関係者は、法令等社会規範およびリトルリーグのルールを順守し、良識ある社会人として行動する。
 - ②公共の場における行動、言動、服装に注意し、良識ある行動を心掛ける。
 - ③差別的な行動および言動をしない。
 - ④フェアプレーの精神を尊重する。
 - ⑤虚偽申告、不正な書類の作成など不正行為は行わない。
 - ⑥環境保全の意識を持ち関連法規や条例を順守する。

2. リトルリーグ関係者は、「体罰」「暴力的行為」による指導を一切行わない。暴力的行為とは言動により相手を精神的に傷つける行為を含む。
3. 日本協会は、氏名、住所、電話番号、生年月日、学校名等の個人情報の適正な取り扱いに努める。12連盟およびリーグにおいてもこの個人情報管理の方針に従い適正な管理に努めるものとする。
4. リトルリーグ関係者はリトルリーグを営利目的で利用してはならない。
5. リトルリーグの試合のインターネット・TV・写真提供などについてはリトルリーグ本部の承認あるいは日本協会の承認を得る。なお、リトルリーガーのユニホーム着用時の肖像権については基本的にリトルリーグ本部あるいは日本協会に属するものとする。